

個品割賦販売契約約款 (ケーブルスマホサービス用)

第1条 (約款の適用および契約内容)

- 伊万里ケーブルテレビジョン株式会社 (以下「当社」といいます) は、当社の端末機器 (以下「本商品」といいます) の販売について、この個品割賦販売契約約款 (以下「本約款」といいます) を定め、これにより購入者と本商品の割賦販売に係る契約 (以下「本契約」といいます) を締結します。
- 当社は、1の本商品ごとに1の本契約を締結します。

第2条 (本契約の申込をすることができる者の条件)

本契約の申込をすることができる者は、当社のケーブルスマホ サービス契約約款 (以下「契約約款」といいます) に定めるところにより、当社指定の「SIM カード+ 端末」 (以下「指定商品」といいます) の利用を申し込んでいる者に限ります。

第3条 (本契約の申込方法および承諾等)

- 購入者は、本契約の申込 (以下「本申込」という) をするときは、本約款に同意のうえ、当社所定の申込手続を行うものとします。
- 前項の場合において、購入者は、当社が申込内容を確認するための書類が必要と判断する場合、当該書類を提出するものとします。
- 当社は、次の場合には本契約の申込を承諾しないことがあります。
 - 購入者が分割払金の支払を現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
 - 購入者が当社との間で締結している本契約の数が当社が定める基準を超えるとき。
 - 当社の業務遂行上支障があるとき。
 - その他当社が不適当と判断したとき。

第4条 (契約の成立時点)

本契約は、当社が購入者からの申込を所定の手続きをもって承諾し、購入者に対し、所定の方法で承諾の通知をした時をもって成立するものとします。

第5条 (商品引渡しおよび所有権の移転)

- 当社は、本契約が成立した後、所定の時期に本商品を購入者に引き渡すものとします。
- 本商品の所有権は、本商品の現実の引渡し完了したときに、当社から購入者に移転するものとします。
- 購入者は、本商品の所有権移転前においては、本商品を担保に供し、譲渡し、または転売することができないものとします。

第6条 (分割払金および割賦期間)

指定商品の分割払金及び割賦期間については、別紙1に定めるものとします。

第7条 (分割払金の支払期日および支払方法)

- 購入者は、分割払金について、当社が定める支払期日までに、当社が指定する本サービス取扱又は金融機関等において支払うものとします。
- 購入者は、分割払金について、支払期日の到来する順序に従って支払うものとします。

第8条 (債務の履行の継続)

- 本契約は、購入者の指定商品の利用が停止された場合または解除された場合でも有効に存続します。したがって、購入者は、本契約に基づく債務の完済までに、購入者の指定商品の利用が停止・解除された場合でも、その理由の如何にかかわらず、前条の支払方法により、債務の履行を継続するものとします。
- 前項において、指定商品の利用が停止または解除された場合、購入者は、直ちに分割払金の全残債を一括して当社に支払うものとします。
- 当社は、購入者が本契約に基づく債務の支払を怠ったときは (購入者の指定商品の利用が停止されている場合を含みます)、当該購入者の指定商品の利用に係る契約を解除することができるものとし、購入者は、当社に対し、このことについてあらかじめ承諾するものとします。
- 当社は、前項に定める解除を行うときは、あらかじめ当該購入者にそのことを通知します。

第9条 (届出事項の変更)

- 購入者は、当社に届け出た氏名もしくは名称、住所または連絡先等を変更した場合は、速やかに当社所定の方法により当社に届け出るものとします。
- 購入者は、前項の届出がないために、当社からの通知または送付書類等が延着または不到達となった場合には、通常到達すべき時に到達したものと当社がみなすことに異議のないものとします。

第10条 (契約上の地位の譲渡)

- 購入者は、本契約に係る契約上の地位を譲渡することができないものとします。
- 前項の定めは、相続または法人の合併により本契約に係る契約上の地位が承継される場合には適用しないものとします。

第11条 (期限の利益喪失)

- 購入者は、次のいずれかの事由に該当したときは、当然に本契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。
 - 支払期日に分割払金の支払を遅滞し、当社から10日以上相当な期間を定めてその支払を書面 (電子メールを含みます) で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。
 - 自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払を停止したとき。
 - 差押、仮差押、保全差押、仮処分申し立てまたは滞納処分を受けたとき。
 - 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続の申し立てを受けたとき、または自らこれらの申し立てをしたとき。

- V. 本商品の購入が購入者にとって商行為（業務提供誘引販売個人契約を除く）となる場合で、購入者が分割 払金の支払を 1 回でも遅滞したとき。
- 2 購入者は、次のいずれかの事由に該当したときは、当社等の請求により本契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。
 - I. 本契約上の義務に違反し、その違反が本契約の重大な違反となるとき。
 - II. その他購入者の信用状態が著しく悪化したとき。

第 1 2 条（延滞利息）

購入者は、分割払金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払うものとします。ただし、支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払があった場合は、この限りではありません。

第 1 3 条（解除）

購入者が第 11 条（期限の利益喪失） 各項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合は、当社は、本契約を解除することができるものとします。

第 1 4 条（早期一括返済）

購入者は、当社に申し出ることにより、分割払金の残額を一括して支払うことができるものとします。ただし、当社が別途一括 返済を認めた場合に限りです。

第 1 5 条（個人情報の取扱い）

当社は購入者に関する個人情報の取扱いに関する「個人情報保護基本方針」を定め、これを当社のホームページ等において公表します。

第 1 6 条（合意管轄裁判所）

購入者は、本契約について紛争が生じた場合、訴額の如何にかかわらず、当社の本店所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

- 1 本約款は、令和 3 年 12 月 1 日から実施します。

【別紙 1】

指定商品名	分割払金(月額)	割賦期間
SHARP AQUOS sense4	16,500 円(税込 18,150 円)	分割払金の初回支払から 2 ヶ月
	1,000 円(税込 1,100 円)	分割払金の初回支払から 36 ヶ月
Motorola Moto g30	11,500 円(税込 12,650 円)	分割払金の初回支払から 2 ヶ月
	600 円(税込 660 円)	分割払金の初回支払から 36 ヶ月